

## 忍野村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

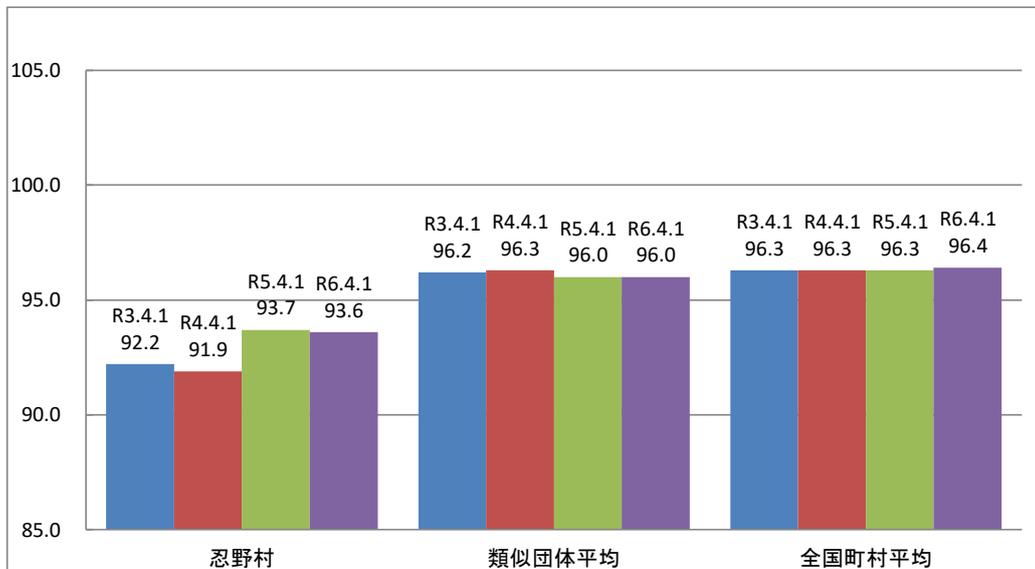
区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)
	令和6年1月1日					4年度の人件費率
5年度	人 9,751	千円 6,291,657	千円 604,245	千円 1,067,896	% 16.97	% 17.48

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				(参考)一人当たり給与費	(参考)類似団体平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A	一人当たり給与費
5年度	人 102	千円 350,396	千円 57,404	千円 135,613	千円 543,413	千円 5,328	千円 5,540

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会見年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

昇格基準の見直しによる

**(4) 給与改定の状況**

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
5年度	— 円	— 円	— 円	— %	— %	— %

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
5年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

**(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について**

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

**〔実施〕** 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成31年4月1日  
国の見直し内容を踏まえ、一般行政職、看護・保健職給料表について平均0.1%引き下げ。

② 地域手当の見直し

忍野村は地域手当の対象外地域となります。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

**(6) 特記事項**

**2 職員の平均給与月額、初任給の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
忍野村	41.3 歳	297,000 円	351,500 円	324,906 円
山梨県	42.8 歳	328,862 円	405,341 円	364,392 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.0 歳	303,305 円	349,559 円	327,177 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
忍野村	58.3 歳	1	267,700	267,700	267,700	—	—	—	—
うち給食調理員	58.3 歳	1	267,700	267,700	267,700	調理士	49.1歳	267,000	1.0
うち用務員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うちその他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	55.8 歳	69	350,661	395,014	371,074	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829	288,144	—	330,553	—	—	—	—
類似団体	51.0 歳	3	282,400	304,568	293,301	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
忍野村	4,443,820	3,466,100	1.28
うち給食調理員	4,443,820	3,466,100	1.28
うち用務員	—	—	—
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	忍 野 村	山 梨 県	国	
一般行政職	大学卒	196,200 円	203,918 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	172,181 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	175,002 円	— 円
	中学卒	147,100 円	156,464 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	251,500 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

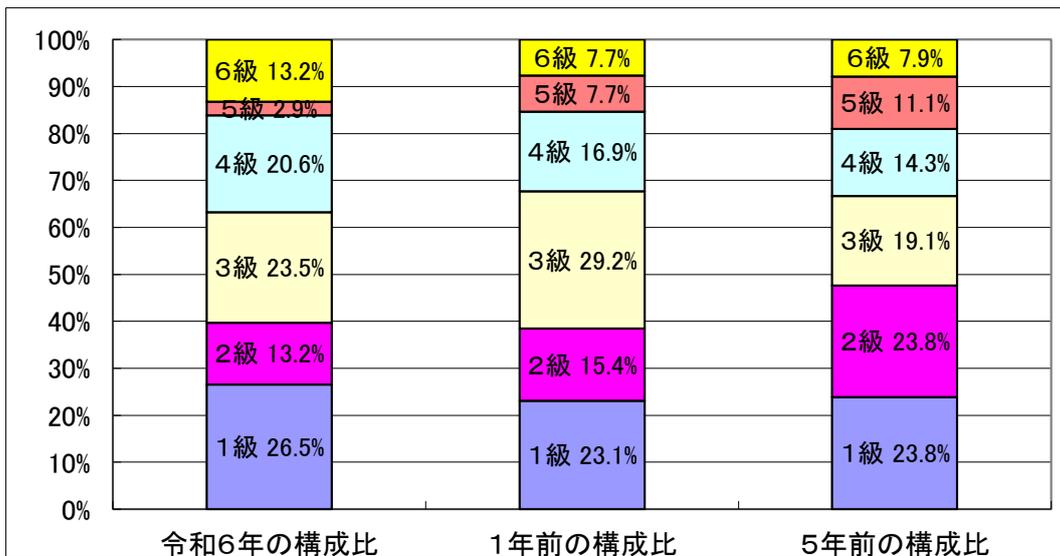
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	18 人	26.5%	162,100 円	249,400 円
2 級	主任	9 人	13.2%	208,000 円	305,200 円
3 級	副主査・係長	16 人	23.5%	240,900 円	351,000 円
4 級	課長補佐・所長・館長・主幹	14 人	20.6%	271,600 円	382,000 円
5 級	課長・課長補佐	2 人	2.9%	295,400 円	394,000 円
6 級	課長・会計管理者・局長	9 人	13.2%	323,100 円	411,300 円

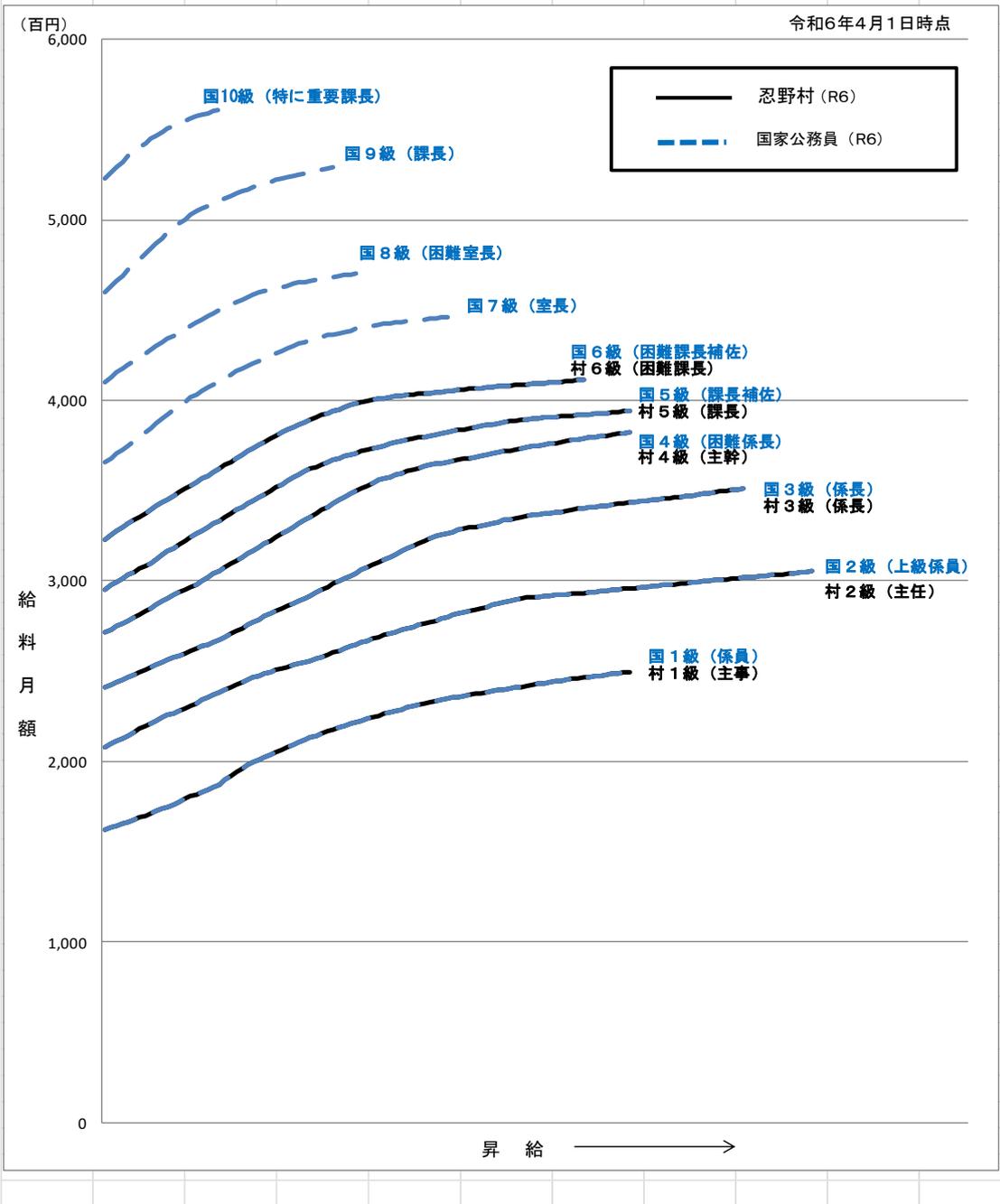
(注)1 忍野村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成18年度に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合。)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(忍野村)

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	忍野村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

忍野村	山梨県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,305 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,722 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 ( 1.375 )月分 ( 0.975 )月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 ( 1.375 )月分 ( #### )月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 ( 1.375 )月分 ( 0.975 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(忍野村)

令和6年度中における運用	忍野村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

##### (2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

忍野村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.70900 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.70900 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(割増率2~20%)			定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)		
(退職時特別昇給 無 )					
1人当たり平均支給額 令和5年度退職者なし					

##### (3) 地域手当

支給実績なし

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		432 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		72,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		5.9 %		
手当の種類(手当数)		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	税の賦課徴収の事務に従事する職員	税の賦課徴収事務	432 千円	月額 6,000円
防疫等作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症の防疫事務	0 千円	作業1日当たり 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	24,307 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	270 千円
支給実績(4年度決算)	29,842 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	343 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ①配偶者6,500円/月 ②子10,000円/月 ③その他6,500円/月 (他に前述の扶養がない場合9,000円/月) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		8,127 千円	239,015 円
住居手当	居住するための住宅を借り受け、居住し月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 家賃の額に応じて最高27,000円/月まで	同じ		2,986 千円	248,817 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ①交通機関利用者 通勤の為に負担している運賃等額に応じ、最高55,000円まで ②交通用具使用者 通勤の為、自動車等の使用距離に応じ、2,000円(片道2km~5km未満)から最高31,600円(60km以上)	同じ		2,580 千円	51,596 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、その職の区分に応じ29,600円から62,300円の5段階で支給	同じ		10,555 千円	439,800 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日に在勤する職員に支給 扶養親族の人数に応じて、年額36,800円~89,000円	同じ		5,572 千円	53,576 円

## 5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	村 長	650,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 523,000 円
	副 村 長	520,000	円	700,000 円 / 360,000 円
報 酬	議 長	200,000	円	928,500 円 / 200,000 円
	副 議 長	170,000	円	316,000 円 / 170,000 円
	議 員	155,000	円	301,000 円 / 150,000 円
期 末 手 当	村 長	(5年度支給割合)		
	副 村 長	3.10 月分		
議 長	副 議 長	(5年度支給割合)		
	議 員	3.35 月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	給料月額×42/100×在職月数	13,104,000	任期毎
	備 考	給料月額×25/100×在職月数	6,240,000	任期毎

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

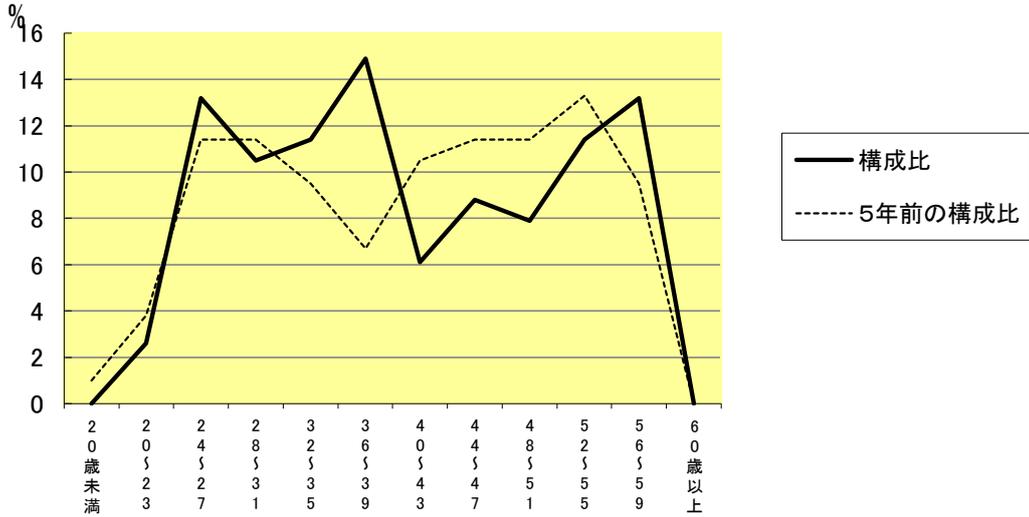
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			5年	6年		
普 通 会 計	一 般 行 政	議 会	1	1	0	配置職員の調整
		総 務	18	20	2	
		税 務	6	6	0	
		農 水	5	4	(1)	
		商 工	2	3	1	
		土 木	6	6	0	
	民 生	35	41	6		
衛 生	14	12	(2)	子育て支援部署の新設 配置職員の調整		
	計	87	93	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.37人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数115.24人)	
	教 育	15	15	0		
	小 計	102	108	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 110.75人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数138.01人)	
公 営 企 業 等	水 道	1	1	0		
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	4	4	0		
	小 計	6	6	0		
合 計		108	114	6	定数条例の改正	
		[ 124 ]	[ 141 ]	[ 17 ]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳以上	計
職員数	0人	3人	15人	12人	13人	17人	7人	10人	9人	13人	15人	0人	114人																				

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	82	83	86	86	87	93	11 (7.3%)
教育	17	17	17	17	15	15	▲2 (-47.1%)
普通会計	99	100	103	103	102	108	9 (-2%)
公営企業等会計	6	6	6	6	5	6	0 (-16.7%)
総合計	105	106	109	109	107	114	9 (-2.9%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

※忍野村では地方公営企業法を全部適用する公営企業に該当する事業はありません。